

四日市市告示第18号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成13年3月27日三重県条例第7号）第72条の4第2項に基づき、次のように告示する。

平成31年1月18日

四日市市長 森 智広

1 発表事項

J S R株式会社四日市工場敷地における土壤汚染について

2 発表内容

平成31年1月17日、三重県生活環境の保全に関する条例第72条の4第1項の規定に基づき、J S R株式会社（東京都港区東新橋一丁目9番2号 代表取締役社長 小柴満信）から同社四日市工場敷地（四日市市川尻町100番地）において、土壤汚染の発見に係る届出書が提出されました。

届出によると、3,000 m³球形タンクの建設工事を行うため、平成30年8月29日から平成30年11月22日にかけて、敷地内の土地（約4,800 m²）について、三重県生活環境の保全に関する条例第72条の2第1項の規定に基づき、地歴調査を行い、過去に工場敷地内で使用履歴のある有害物質について、自主的に土壤調査を実施したところ、全53区画中、ふっ素の土壤溶出量基準を3区画で、鉛の土壤含有量基準を1区画で超過しました。（地点は別紙参照）

なお、土壤溶出量基準の最大濃度の1区画及び地下水下流側の敷地境界付近で地下水を調査したところ、基準を超過する有害物質は検出されなかったことから、周辺環境への影響はないと考えられます。基準を超過した有害物質及び濃度は次のとおりです。

土壤調査結果（溶出量）

物質名	最大濃度 (土壤溶出量基準の倍数)	土壤溶出量基準	汚染深度
ふっ素及びその化合物	3.7mg/L (4.63倍)	0.8mg/L	表層～0.5m

土壤調査結果（含有量）

物質名	最大濃度 (土壤含有量基準の倍数)	土壤含有量基準	汚染深度
鉛及びその化合物	330mg/kg (2.2倍)	150mg/kg	表層～0.5m

3 対応方針

- (1) 1月21日、現地への立入調査を実施します。
- (2) 汚染範囲の土壌については、事前に工事計画書を提出させ、工事が適切に行われるよう指導します。なお、ふっ素の土壌溶出量基準を超過した3区画のうち、2区画は掘削除去、残り1区画については、コンクリート等で舗装するとともに、地下水下流側の敷地境界付近で地下水モニタリングが行われる予定です。また、鉛の土壌含有量基準を超過した1区画はすでにコンクリートで覆われていることから、飛散防止措置が完了しています。

(環境部環境保全課)

JSR株式会社 四日市工場(全体図)



○ 汚染発見の場所



【B2-3区画】

ふっ素 (溶出量)

ふっ素 (溶出量)	基準値 : 0.8
表層	3.7
GL-0.75m	0.59
GL-1.0m	0.28
GL-2.0m	0.35
基準値 : 0.8 mg/L	

地下水	0.65
基準値 : 0.8 mg/L	

【敷地境界付近観測井戸】

ふっ素 (溶出量)

地下水	0.49
基準値 : 0.8 mg/L	

【B1-5区画】

ふっ素 (溶出量)

深度	分析値
表層	0.88
GL-1.0m	1.4
GL-2.0m	3.3
GL-2.25m	1.7
GL-2.50m	1.3
GL-2.75m	0.62
GL-3.0m	0.54
GL-4.0m	0.24
基準値 : 0.8 mg/L	

【C2-2区画】

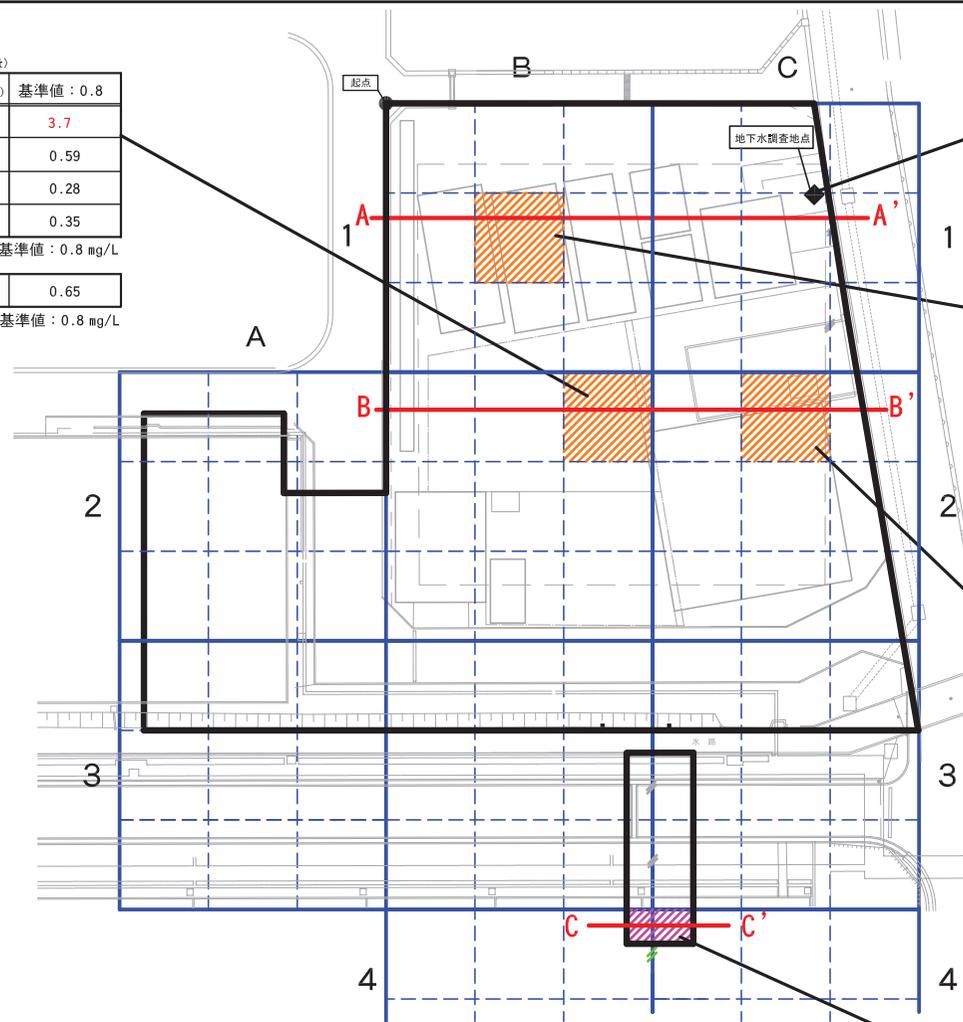
ふっ素 (溶出量)

深度	分析値
表層	0.97
GL-0.75m	0.34
GL-1.0m	0.38
GL-2.0m	0.16
基準値 : 0.8 mg/L	

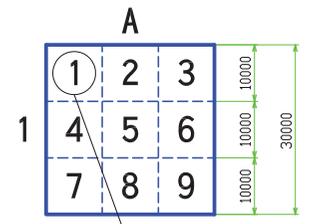
【C4-1区画】

鉛 (含有量)

深度	分析値
表層	330
GL-0.75m	<10
GL-1.0m	<10
GL-2.0m	<10
基準値 : 150 mg/kg-Wet	



30m 格子内採取地点番号



地点名 (例) A1-1

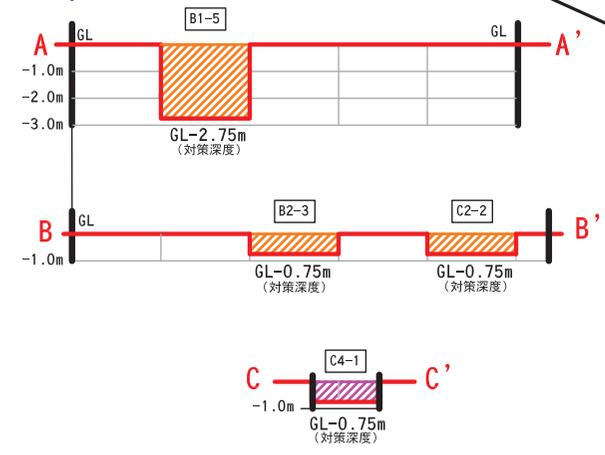
- 調査対象地 (土地の形質変更予定地範囲)
- ➡ 統合区画

表層土壌調査 基準値不適合区画 (4区画)

- 🟡 基準値不適合区画 : 3区画 ふっ素及びその化合物 (溶出量)
- 🟠 基準値不適合区画 : 1区画 鉛及びその化合物 (含有量)

※C4-1はB4-3と統合区画である (C4-1区画)

断面図



基準値不適合区画位置図 (分析値・断面図)